

平成29年4月24日

No. 17-123

株式会社 伊予銀行

## 「自転車保険普及啓発に関する覚書」を締結し、自転車保険の取扱いを開始！

～県内9か所の保険プラザで自転車保険の取扱いをスタートし、「自転車新文化」の普及をサポート～

株式会社伊予銀行（頭取 大塚 岩男）と愛媛県、株式会社愛媛銀行および損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、「自転車保険普及啓発に関する覚書」を締結いたしますので、下記のとおりお知らせします。

この覚書は、健康・生きがい・友情を育む「自転車新文化」の普及・拡大を目的に、自転車保険の普及・啓発など自転車の安全利用に向けた連携を強化するものです。

当行では、平成29年5月15日（月）より、愛媛県内9か所の「いよぎん保険プラザ」において、自転車保険を含む傷害保険の取扱いを開始し、「自転車新文化」の普及をサポートします。

### 記

#### 覚書の名称

「愛媛県における自転車保険の普及啓発に関する覚書」

（愛媛県、当行、愛媛銀行、損害保険ジャパン日本興亜の4者）

#### 覚書調印式

日 時：平成29年4月24日（月）11：30～12：00

場 所：愛媛県庁本館3階 知事会議室

出席者：愛媛県 知事	中村 時広
当行 代表取締役	大塚 岩男
株式会社愛媛銀行 代表取締役	本田 元広
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	常務執行役員四国本部長 角川 信一

#### 自転車保険の取扱い

開始日：平成29年5月15日（月）

取扱い窓口：愛媛県内9か所のいよぎん保険プラザ

（松山、久米、エミフルMASAKI、今治、イオンモール今治新都市、新居浜、三島、大洲、宇和島）

商品プラン：「愛顔えひめの自転車ほけん」

本プランの他、日常生活におけるケガをカバーする「愛顔えひめのケガのほけん」も同時販売予定。

以上